

キャリア教育だより

キャリア教育だよりでは、保護者の皆様に福祉や進路、副籍交流に関する最新情報を分かりやすくお伝えしていきます。学校生活の他、御家庭での日常生活の事や将来のことなど何か心配なことがありましたら、担任を通じて支援部まで御相談ください。

1 支援部の紹介

【特別支援教育コーディネーター】

- ・学校内での児童・生徒への支援、調整
- ・関係機関に対する学校の窓口の役割
- ・副籍など地域の学校間の連絡・調整
- ・地域の関係者との連絡・調整

行政や施設の関係機関に出向いて水元小合学園のことを紹介したり、地域の福祉や医療の勉強会に参加したりしています。

家庭での困り感や相談事など、いつでもお声かけください。



（高橋 亜矢）

【進路専任】

- ・進路先との連絡調整（実習・見学など）
- ・行政との連絡調整
- ・進路先の情報発信
- ・進路関係の相談（随時）



（高岡 由依）

【担当主幹教諭】


- ・校内支援の統括
- ・PTA活動の担当
- ・関係機関への情報発信など



（林田 文）

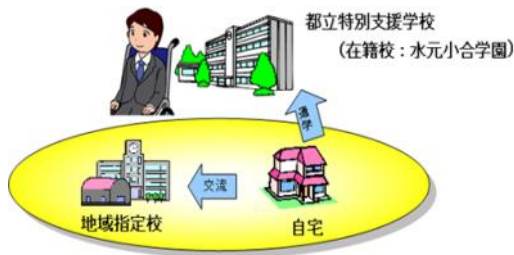
2 保護者学習会について

今年度は、保護者向けの学習会を年2回計画しています。なるべく多くの保護者の方々に、学習会に参加していただき、お子様を取り巻く環境について知っていただければと思います。第1回の参加は、随時受け付けています。今年度は、昨年度に引き続きTeamsを利用した配信も計画しております。参加しやすい方法で、是非とも御参加ください。

	開催日時	学習会のテーマ	講師・内容
第1回	令和6年 6月18日（火） 10時から11時30分まで	「かしこく使おう 区の福祉サービス」	講師：葛飾区福祉部障害福祉課
第2回	令和7年 1月下旬	日時や内容が決まり次第、お知らせします。	

3 副籍交流について

昨年度は24の小・中学校で、40名の児童・生徒が副籍交流を行いました。そのうち直接交流を行ったのは28名、間接交流を行ったのは12名でした。直接交流では朝の会や帰りの会の他、ゲーム大会、音楽会、運動会、展覧会、文化祭等に参加しました。また、図書の日や外国語、図工、音楽、体育等の授業に参加した児童もいました。間接交流ではお便りでの交流に加え、本校で作った作品を飾っていただ



いたり、地域指定校の友達からの手作りプレゼントをいただいたりした児童・生徒もいました。現在、今年度の交流開始に向けて地域の小・中学校と相談を始めたところです。今年度も一人一人の心が育つ交流を進められるよう、アイデアを出し合って進めていきます。必要に応じて本校のことや、交流する児童・生徒について紹介する理解推進授業も実施していきます。

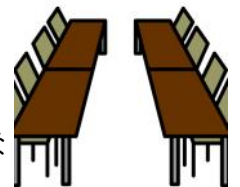
4 関係機関訪問について

関係機関訪問とは、保護者の希望のもと、担任が療育施設、病院等の関係機関を訪問し、関係機関の方々との日々の取り組みについて情報交換をすることです。例年は夏季休業中に実施しています。相互の取り組みや関わりについて情報交換をすることで、学校生活をより充実させていくことを目的に実施します。詳細は6月上旬にお知らせします。訪問希望の調査用紙を配布しますので希望を御記入の上、担任まで御提出ください。



5 支援会議について

本校では、本人・保護者と区の障害福祉課との支援会議を行っています。児童・生徒の将来の自立と社会参加に向けて、系統だった支援を実施していくために**夏季休業中を中心に実施いたします。**（対象児童・生徒：小学部4年、中学部1年、高等部1年）なお、対象となる学年以外でも、相談をされたい場合がございます。担任までお知らせください。詳細は6月上旬にお知らせします。支援会議を通して、児童・生徒の地域生活が豊かなものになるよう、学校・保護者・関係機関と連携を図っていきたくと考えております。



6 耳より情報



令和6年4月1日より、こどもの補装具支給制度の所得制限が『撤廃』されました。

従前は、障害児本人又はその保護者等の世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合）には補装具費の支給対象外となり、全額自己負担でしたが、今回の制度の変更により、障害児本人またはその保護者などの世帯員のいずれかが**一定所得以上の場合も含め、すべての障害児が補装具費の支給対象となり、利用者負担は原則1割**となります。利用者負担は原則1割としつつ、世帯の所得に応じて負担上限月額額は下記の表にあるとおりとなっています。詳しくは、葛飾区障害福祉課までお問い合わせください。



所得別月額負担上限額（葛飾区 身体・知的障害者福祉のしおり 令和6年4月改訂版P28より）

世帯区分	対象	上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得者	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

編集後記

新学期が始まり1ヶ月が過ぎました。御家庭でお困りのことがありましたら、いつでも担任を通して質問してください。（石井）